

総合体育館仕様書関係

(スポーツ振興課)

- ・空調・衛生設備管理業務委託仕様書
- ・清掃・体育器具等管理業務委託仕様書
- ・体育器具保守点検契約書

(バスケットゴール、トランポリン)

- ・昇降機保守点検業務委託仕様書
- ・機械警備業務委託契約書
- ・体育器具保守点検契約書

(バスケットゴール)

- ・音響設備保守点検業務委託契約書
- ・自家用電気工作物保安点検業務委託契約書
- ・照明制御システム保守点検仕様書
- ・吊物装置保守点検仕様書
- ・観葉植物設置委託契約書
- ・消防設備点検業務仕様書(案)
- ・自動扉開閉装置保守点検業務委託契約書

1. 業 務 名 岸和田市総合体育館空調・衛生設備管理業務
2. 場 所 岸和田市西之内町45番1号 岸和田市総合体育館
3. 業 務 期 間 平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。
4. 対 象 物 件 館内設備（空気調和及び給排水衛生の各設備）
5. 業務の内容 （点検周期は、業務委託年間工程表によるものとする。）

(1) 空調衛生設備

- ・空調熱源器などの冷暖切替操作及び運転状態の点検及び記録
- ・空調関係機器（空調機・エアフィルター・ポンプ等）の運転状態の点検
- ・クーリングタワーの点検
- ・外気温度・室内温度・湿度等の測定及び記録
- ・換気設備の点検
- ・各機器の回転部・可動部・軸受などの点検・調整及び注油
- ・空調機各ファンベルトの緩み、偏芯などの点検調整
- ・エアフィルターの汚染度点検及び作動状況の確認
- ・各ポンプ運転状態の点検及び調整
- ・自動制御装置の作動状況の点検及び調整
- ・各水槽ボールタップ・液面電極及び同リレー警報の点検確認
- ・各設備機器並びに機械室及びポンプ室の点検確認

6. 業 務 時 間

(1) 9:00 ～ 17:00

※大きな故障を除き、点検・整備は、館の就業時間内に行うこと。

※不時の故障や事故の連絡を受けた時は休日、夜間を問わず、すみやかに技術員を派遣し、適切な処置を行うこと。

一般事項

- ・保守整備計画をたて年間保守作業年間工程表を提出し、確実に実施する。また、エネルギーの無駄をなくし常に節約に努める。
- ・毎月1回、諸設備を巡回点検し異常の早期発見、正常運転の確認故障異常箇所の適切な処置、並びに各機器の清掃手入れ等を打合せのうえ行う。
- ・各機器の点検記録を点検の都度作成し、施設管理者に報告を行い提出すること。（2部）
- ・諸設備機器などの小修理・整備・取替えなどを打合せのうえ行う。
- ・受託者はあらかじめ業務従事者が病気・事故・休暇により欠勤となった場合は業務に支障をきたさないよう、実施すること。
- ・本仕様書に記載のない事項であっても、保守管理上必要な作業は実施するものとする。
- ・現状変更工事・機器保守定期点検時の立会い確認。
- ・その他、管理者が指示する作業。

7. 点 検 回 数

- ・法定点検、定期点検、総合点検、冷・暖房イン点検に加えて月1回の巡回点検を行うこと。
- ただし、巡回点検は定期点検等の予定のない月のみとする。

以下各項目詳細

No.	点検作業項目	点検作業内容	シーズン		備 考
			イン	オフ	
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 部品等損傷の有無	○		
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 配管類支持の良否 ケーシング取付け状態の確認	○		
3	機器関係の点検・調整	電気系統点検 抽気装置運転調整	○	○	
4	燃焼関係の点検・調整	バーナー点検 点火装置点検 燃料遮断弁・電磁弁調整 燃焼配管のもれ点検	○	○	
5	冷房暖房の切替え作業	各バルブ切替え 操作盤内切替え	○		
6	胴内真空度点検	真空引き 真空度の確認	○		
7	インターロック調整	冷温水・冷却水異常作動	○		
8	保安装置各制御 機器機能点検	保安装置の点検・調整 容量コントロールの点検・調整	○	○	
9	各部総合点検	異音・異常振動の有無 燃焼状況の判定 再生器液面制御作動 能力制御作動確認 各計器による総合判定	○	○	
10	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定等の確認	○	○	
11	冷却水系の薬品洗浄	(年1回)	冷房時 ○		
12	冷却水系の水質管理	水質管理(2回)＋オフ 薬品投入、濃度管理 ブロー装置管理	冷房時 ○		市田化学製
13	冷却水系の水質管理	水質管理(4回) 薬品投入、濃度管理 フィルター交換(1回/年)	冷暖 ○		市田化学製

No.	点検作業項目	点検作業内容	冷房時	冷房外	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 配管類支持の良否	○		
3	充填材・ルーバー点検	脱落・損傷の有無 汚れ・目詰りの有無	○	○	
4	水抜き作業	漏れの確認 凍結防止対策確認		○	
5	水槽内外点検・清掃	内外面の損傷の有無	○	○	
6	水槽内スローター点検清掃	目詰り及び損傷の有無	○	○	
7	給水装置点検	自動給水装置作動確認	○		
8	水張り作業	各弁類切り替え 漏れの確認 水位の確認	○		
9	散水装置点検	散水口の詰り清掃 散水管の手回し試験	○	○	
10	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	○	
11	送風機系統点検	ファンローター点検 軸受け点検・給油 ベルト・プーリー点検	○		
12	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 散水状況の判定 熱交換状況の判定 冷却水温度 制御機能の判定 水温制御 給水状況の確認	○		
13	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度の確認	○	○	

作業内訳書

【機種名】ポンプ

No.	点検作業項目	点検作業内容	定期点検	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の良否 断熱状態の点検	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	
4	カップリング点検	ゴムの摩耗状態 芯出し点検調整	○	ライム・ソ・水中ポンプ 除外
5	計器類点検	圧力計 温度計	○	
6	弁類点検	漏れ・損傷の有無	○	
7	軸封部点検	漏れ・発熱の有無	○	水中ポンプ除外
8	軸受け部点検	ベアリングの良否	○	水中ポンプ除外
9	圧力タンク点検	空気補給装置 圧力確認	○	加圧給水ポンプのみ
10	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 搬送状況の判定 各計器による総合判定 電流・電圧	○	
11	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

【機種名】膨張水槽（年2回）

No.	点検作業項目	点検作業内容	定期点検	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 配管類支持の良否 塗装・断熱の状態	○	
3	タンク内部点検	タンク内部清掃 弁・配管類点検	○	
4	水張り作業	各弁類切り替え状態	○	
5	液面制御装置の点検	ボールタップ作動確認 電極スイッチ作動確認	○	
6	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

【機種名】空気調和器（年2回点検＋フィルター4回清掃）

No.	点検作業項目	点検作業内容	冷房①	冷房②	暖房①	暖房②	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	○	○	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 空気漏れの有無 配管類支持の良否	○		○		
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○		○		
4	送風機系統点検	ファンローター点検 軸受け点検・給油 バルブ・プーリー点検	○		○		天井隠蔽型は 打合せの上
5	熱交換器系統点検	フィンコイル点検 エリミネータ点検 断熱材点検	○		○		
6	加湿装置点検	機能点検 作動状態点検			○		天井隠蔽型は 打合せの上
7	空気清浄装置点検	オートロール作動点検 エアフィルター点検清掃	○	○	○	○	ローフィルター、中性 能フィルターは2年に 1度取替えること
8	排水系統点検	ドレンパン点検清掃 封水装置点検 ドレン通水テスト	○		○		
9	冷暖切り替え作業	自動制御系統切り替え 弁類切り替え	○		○		
10	冷温水系統点検	流水・漏れの確認	○		○		
11	運転調整・データ採取	異音・異常振動の各計 器による総合判定 電流・電圧・熱交換状 態の判定 空気・水温度 制御機能の判定 温度・湿度制御	○		○		
12	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁・ダンパーの開度確認	○	○	○	○	

作業内訳書

【機種名】ファンコイルユニット

No.	点検作業項目	点検作業内容	定期点検	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体腐食損傷の有無	○	
2	据付状態の点検	据付状態異常の有無 防振装置異常の有無 キャンバス損傷	○	
3	送風機系統点検	ファンローター点検 軸受け点検	○	天井隠蔽型は打合せ
4	熱交換器系統	エアフィルター点検清掃	○	
5	排水系統点検	ドレンパン点検 ドレン通水確認	○	天井吊外型は打合せ 天井隠蔽型は打合せ
6	冷温水系統点検	流水漏れ確認 エアー抜き 制御弁開度確認	○	
7	制御回路点検	風量制御回路 制御配線	○	
8	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 熱交換状態の判定 制御機能の判定 各計器による総合判定	○	
9	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

【機種名】送排風機

No.	点検作業項目	点検作業内容	定期点検	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体腐食損傷の有無	○	
2	据付状態の点検	据付状態異常の有無 防振装置異常の有無 キャンパス損傷	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検清掃	○	
4	送風機点検	ファンローター点検 軸受け点検・給油 ベルト・プーリー点検	○	ラインファンは除外とする
5	付属部点検	ダクト・ダンパー類点検 吸入口・吹出口	○	
6	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 搬送状態の判定 各計器による総合判定 電流・電圧	○	
7	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の撤収 スイッチの確認 ダンパー等開度の点検	○	

作業内訳書

【機種名】全熱交換器（静止型）

No.	点検作業項目	点検作業内容	定期点検	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 部品等損傷の有無	○	
2	据付状態の点検	据付状態異常の有無 空気漏れの有無	○	
3	送風機系統点検	軸受け点検 ファンローター点検	○	
4	エレメント点検	表面の汚れ清掃 エアリークの有無	○	年1回施工とする
5	チャンバー内点検	エアフィルタ点検清掃	○	
6	運転調整	異音・異常振動の有無 外面・グリル清掃	○	
7	作業終了時点検	養生・工具の撤収 スイッチ・設定の確認 ダンパー開度の点検	○	

作業内訳書

【機種名】ビル用マルチエアコン

No.	点検作業項目	点検作業内容	暖房1	暖房2	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 部品等損傷の有無	○	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の有無 周囲環境の良否	○		
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 ワッシャー点検	○	○	
4	冷媒系統点検	カスリークテスト 配管系統外観点検	○	○	
5	室外機点検	送風機系統点検 熱交換器系統点検	○		
6	室内機点検	熱交換器系統点検 エアフィルター清掃	○	○	
		排水系統点検	○		
7	保安装置点検・調整	高圧・低圧 その他保安装置	○		
8	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 各計器による総合判定 電流・電圧・圧力等 熱交換状態の判定 空気・冷媒温度 制御機能の判定 温度・圧力・容量制御	○	○	
9	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の徴収 スイッチ・設定の確認 弁の開度確認	○	○	

作業内訳書

【設備名】自動制御設備

メーカー作業 パナソニック㈱

No.	機器名称	点検作業内容	総合点検	備考
1	サーモスタット ヒューミディスタット 圧力調節器 温度・湿度調節器 (電子式調節器)	外観チェックと清掃	○	
		内部リレー接点の点検・清掃	○	
		機械的可動部分の点検・調整	○	
		標準計器を用いて各部分の電氣的・機械的機能試験	○	
		比例帯・ディファレンシャルの調整 オーソリティの調整	○	
		ポテンショメーターの点検・調整 接点の清掃	○	
2	温度・湿度検出器	アスマン乾湿度計によるキャリブレーション 調節器本体・検出器・操作部との総合作動試験 制御状態のシステム確認	○	
		外観チェックと清掃	○	
		検出器取り付け部のゆるみ点検	○	
		配線端子のゆるみ点検	○	
		抵抗値の測定	○	
3	操作器及び調節弁 (モータ、電磁弁、三方弁、 三方弁、ダンパ・操作器)	アスマン乾湿度計及び標準試験器による誤差チェック	○	
		外観チェックと清掃	○	
		ポテンショメーターの点検・調整 接点の清掃	○	
		バルancingリレーの作動点検、接点清掃	○	
		モーターのトルク、回転角度の点検	○	
		バルブの作動、閉止時の漏れ点検 グラウンド部の漏れ点検	○	
		リンケージ組付状況点検、調整	○	

作業内訳書

【設備名】中央監視設備

メーカー作業 パナソニック(株)

No.	機器名称	点検作業内容	総合点検	備考
1	中央処理装置 (CPU)	1. 外観破損状況確認 2. コネクタ部の接続状態確認 3. 基板間清掃 4. メモリ出入力チェック 5. 電圧測定 測定箇所 ・電源電圧 ・伝送電圧 ・電池電圧	○	
2	モニター装置	1. 外観破損状況確認 2. コネクタ部の接続状態確認 3. ユニット清掃 4. LCDの表示品質、位置確認 5. バックライトの点灯状態確認 6. シートキーの動作確認 7. 鍵スイッチ動作確認 8. 警報音確認	○	
3	雑印字プリンター	1. 外観破損状況確認 2. コネクタ部の接続状態確認 3. ユニット清掃 4. 印字品質確認(テスト印字) 5. 操作スイッチ動作確認	○	
4	インジケータ装置	1. 外観破損状況確認 2. コネクタ部の接続状態確認 3. ユニット清掃 4. 押し釦押動作確認 5. 実行スイッチ押下確認	○	
5	フロッピーディスク装置	1. 外観破損状況確認 2. コネクタ部の接続状態確認 3. リード/ライトテスト 4. ヘッドクリーニング	○	
6	UPS (バックアップ)	1. 外観破損状況確認 2. コネクタ部の接続状態確認 3. ユニット清掃 4. 商用/バッテリーの電源切り替え確認 5. 本体内バッテリー電圧確認	○	
7	副監視盤 (サブパネル)	1. 外観破損状況確認 2. コネクタ部の接続状態確認 3. ユニット清掃 4. 電圧測定 測定箇所 ・入力部 ・末端部 ・伝送電圧	○	
8	端末機 (リモート・ジョ)	1. 本体清掃 2. 端子部増し締め 3. 機能動作確認	○	

主な法定点検内容

1. 飲料用水槽の清掃

水道法に基づき、受水槽の有効容量の合計が10m³を超えるものは、1年以内ごとに1回定期的に清掃を行う。

2. 飲料水の水質検査

ビル管理法に基づき、水槽清掃後1回15項目分析の実施、6ヶ月後に1回簡易項目分析の実施、毎年6月1日から9月30日までの間にトリハロメタンの分析を実施すること。

3. 飲料水の残留塩素は月1回測定のこと。

4. 空気環境測定

ビル管理法に基づき、特定建築物維持管理権原者は、中央管理方式の空気調和設備を設けている場合、政令に定める事項について、2ヶ月毎に1回定期的に、空気環境の測定をしなければならない。

作業内訳書

【機種名】受水槽清掃

No.	点検作業項目	点検作業内容	受水槽	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 外壁損傷の有無 マンホールの密閉状態	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 水槽周囲の状態 配管類支持の良否	○	
3	排水作業		○	
4	水槽内面点検	内壁面の状態点検 清掃前写真撮影	○	
5	給水装置点検	ボールタップ作動状態 定水弁作動状態	○	
6	吸水管点検	サクシヨンパイプ点検 フート弁点検	○	
7	電極棒点検	取り付け状態点検、清掃	○	
8	槽内洗浄	高圧洗浄 残水処理 清掃後写真撮影	○	
9	槽内消毒	槽内消毒 仕上げ水洗い 仕上げ消毒後排水	○	
10	水張り作業	給水状況点検 警報装置点検	○	
11	水槽外面点検	外壁面の状態 水槽上部の点検 マンホールの状態	○	
12	接続配管の点検	水抜き管 オーバーフロー管 通気管	○	
13	簡易水質検査	遊離残留塩素測定	○	
14	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の徴収 スイッチ・警報の復旧 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

飲料水水質検査

検査項目	検査内容		
	15項目	10項目	特殊項目
検査項目	貯水槽清掃時	15項目検査後6ヶ月	6月～9月に1回
一般細菌	○	○	
大腸菌群	○	○	
硝酸亜硝酸性窒素	○	○	
塩素イオン	○	○	
有機物等	○	○	
PH値	○	○	
味	○	○	
臭気	○	○	
色度	○	○	
濁度	○	○	
鉛	○		
亜鉛	○		
鉄	○		
銅	○		
蒸発残留物	○		
クロロホルム			○
ジブromクロロメタン			○
ブromジクロロメタン			○
ブromホルム			○
総トリハロメタン			○

作業内訳書

【機種名】貯湯槽清掃（パネル）

No.	点検作業項目	点検作業内容	貯湯槽	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 外壁損傷の有無 マンホールの密閉状態	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 水槽周囲の状態 配管類支持の良否	○	
3	排水作業		○	
4	水槽内面点検	内壁面の状態点検 清掃前写真撮影	○	
5	給水装置点検	作動状態確認	○	
6	電極棒点検	取り付け状態点検 清掃	○	
7	計器類点検	温度計	○	
8	槽内洗浄	高圧洗浄 残水処理 清掃後写真撮影	○	
9	水張り作業		○	
10	水槽外面点検	外壁面の状態 水槽上部の点検 マンホールの点検	○	
11	接続配管の点検	水抜き管 オーバーフロー管	○	
12	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の徴収 スイッチ・警報の復旧 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

【機種名】真空式ヒーター

No.	点検作業項目	点検作業内容	貯湯槽	備考
1	作業着手前点検	養生・養生 本体腐食損傷の有無 付属装置損傷の有無	○	
2	客先運転状況点検	運転状態の把握 データ異常の有無	○	
3	据付状態の点検	基礎異常の有無 配管類支持の良否 ボイラー室給気状態	○	
4	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検清掃	○	
5	計器類点検	水面計 圧力計 水高温度計	○	
6	温水系統点検	流水・漏れの確認 制御弁開度確認 逃がし管・弁点検	○	
7	燃料系統点検	配管・弁類	○	
8	燃焼装置点検	バーナー 点火装置 ガス遮断弁・電磁弁	○	
9	煙道・煙突点検	ダンパー作動確認 通風異常の有無	○	
10	抽気装置運転調整	抽気ポンプ始動点検	○	
11	制御回路点検調整	火災検出器制御配線	○	
12	保安装置点検調整	不審火保護装置 過熱防止・溶解栓 感震装置	○	
13	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 燃焼状況の判定 制御機能の判定 発停・容量制御等 各計器による総合判定 電流・電圧等	○	
14	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の徴収 弁・ダンパーの開度確認 スイッチ・設定の確認	○	

作業内訳書

【作業名】排ガス測定

1. 大気汚染防止法に基づき測定を行う。

2. 測定項目及び測定方法

測定項目	測定方法	測定の単位
ダスト 濃度	JIS Z8808 移動採取法	g/m ³ N
ダスト 濃度	残存酸素による補正值	g/m ³ N
全硫酸化物濃度	JIS K0103・6.3 比濁法	ppm
全硫酸化物の量	JIS K0103・Z8808による計算値	m ³ N/h
窒素酸化物濃度	JIS K0104・4.2.7.1 ガス分析法	V/vppm
窒素酸化物濃度	残存酸素による補正值	V/vppm
二酸化炭素濃度	JIS K0301・4.2.1 ガス式	%
酸素濃度	JIS K0301・4.2.1 ガス式	%
一酸化炭素濃度	JIS K0098・6 ガス式	%
窒素濃度	JIS K0301・4.2.1 ガス式	%

但しガス燃料使用の場合は全硫酸化物濃度並びに全硫酸化物の量の測定は除外する。

作業内訳書

【機種名】膨張水槽

No.	点検作業項目	点検作業内容	定期点検	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 配管類支持の良否 塗装・断熱の状態	○	
3	タンク内部点検	タンク内部清掃 弁・配管類点検	○	
4	水張り作業	各弁類切り替え	○	
5	液面制御装置の点検	ボールタップ作動確認 フロートスイッチ作動確認 電極スイッチ作動確認	○	
6	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の徴収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	

作業内訳書

【機種名】ポンプ

No.	点検作業項目	点検作業内容	定期点検	備考
1	作業着手前点検	準備・養生 本体損傷の有無 漏れ・腐食の有無	○	
2	据付状態の点検	基礎異常の有無 防振装置異常の有無 配管類支持の良否 断熱状態の点検	○	
3	電気系統点検	絶縁抵抗測定 各端子点検 盤内点検	○	
4	カップリングの点検	ゴムの摩耗状態 芯出し点検調整	○	ライポン・水中ポンプ除外
5	計器類点検	圧力計 温度計	○	
6	弁類点検	漏れ・損傷の有無	○	
7	軸封部点検	漏れ・発熱の有無	○	水中ポンプ除外
8	軸受け部点検	ベアリングの良否	○	水中ポンプ除外
9	圧力タンク点検	空気補給装置圧力確認	○	加圧給水ポンプのみ
10	運転調整・データ採取	異音・異常振動の有無 搬送状況の判定 各計器による総合判定 電流・電圧	○	
11	作業終了時点検	外面清掃 養生・工具の徴収 スイッチ・設定の確認 弁等の開度確認	○	

2. 設備内容 自動制御設備

管理No.	客先呼称	機器名	備考	台数
AC-1A・1B		空調機制御 (1)	点検1回	2
AC-2A・2B		空調機制御 (2)	点検1回	2
AC-1E1・1E2		空調機制御 (3)	点検1回	2
AC-1C・2C		空調機制御 (4)	点検1回	2
AC-1D		空調機制御 (5)	点検1回	1
AC-1F・2D・2E		空調機制御 (6)	点検1回	4
		冷却塔制御	点検1回	2
		FCU ソーン制御	点検1回	9
		PAC 制御	点検1回	1
		貯湯槽温度制御	点検1回	1
		ファン発停制御	点検1回	3
		吸収式冷温水発生機廻り制御	点検1回	1
		MD制御	点検1回	1
		中央監視盤	点検1回	1
		リモートステーション	点検1回	10
		計測	点検1回	1

空調設備

管理No.	客先呼称	機器名	備考	台数
R-1・2		ガス吸収式冷温水発生機	点検1回+排ガス測定	2
CT-1・2		冷却塔	点検1回	2
CDP-1・2		冷却水ポンプ	点検1回	2
CHP-1・2		冷温水ポンプ	点検1回	2
EXT-1・2		膨張タンク	点検1回	1
AC		空調機	点検2回(加湿内蔵 9台/2回)	13
FCU		ファンコイルユニット	点検1回+フィルター清掃1回	34
OF, EF, DF		送排風機	点検1回(85台は点検除外)	92
HEX		全熱交換器	点検1回+フィルター清掃1回	21

管理No.	客先呼称	機器名	型式及び仕様	台数
TW-1		上水受水槽	清掃1回+飲料水水質検査	1
TW-1		貯湯槽	清掃1回	1
BH-1		給湯ボイラー	点検1回+煤塵測定	1
TH-1		膨張タンク	点検1回	1
PW-1	一般給水	加圧給水ポンプ	点検1回	2
PW-2	冷却塔補給水	加圧給水ポンプ	点検1回	2
PH-1	返湯循環	給湯循環ポンプ	点検1回	1
PH-2	貯湯槽加熱	給湯循環ポンプ	点検1回	1
PF-1		スプリンクラーポンプ	消防設備の為除外	1
PF-2		屋外消火栓ポンプ	消防設備の為除外	1
DP-1		湧水ポンプ	点検1回	2
DP-2		湧水ポンプ	点検1回	2

管理No.	客先呼称	機器名	型式及び仕様	台数
TW-1		上水受水槽	パネル組立型 有効容量 45 m ³	1
TW-1		貯湯槽	縦型 1400φ×1800H 貯湯量 2500ℓ	1
BH-1		給湯ボイラー	真空式温水ヒーター400,000Kcal/h	1
TH-1		膨張タンク	密閉式 作動型 容量 200 ℓ	1
PW-1	一般給水	加圧給水ポンプ	周波数制御 65φ×420 ℓ /min×40m	2
PW-2	冷却塔補給水	加圧給水ポンプ	周波数制御 32φ×100 ℓ /min×40m	2
PH-1	返湯循環	給湯循環ポンプ	ステン製インボ 32φ×40 ℓ /min×5m	1
PH-2	貯湯槽加熱	給湯循環ポンプ	ステン製インボ 50φ×350ℓ /min×6m	1
PF-1		スプリンクラーポンプ	消防設備の為除外	1
PF-2		屋外消火栓ポンプ	消防設備の為除外	1
DP-1		湧水ポンプ	水中ポンプ 点検1回 50φ×300 ℓ /min×6m	2
DP-2		湧水ポンプ	水中ポンプ 点検1回 40φ×100 ℓ /min×6m	2

3. 機器リスト
空調設備

管理No.	客先呼称	機器名	型式及び使用	台数
R-1	冷暖房用	ガス吸収式冷温水発生機	冷凍能力 350RT 加熱 970,000KCal/h	1
R-2	冷暖房用	ガス吸収式冷温水発生機	冷凍能力 180RT 加熱 499,000KCal/h	1
CT-1	R-1系統	冷却塔	開放式超低騒音型 1,857,000KCal/h	1
CT-2	R-2系統	冷却塔	開放式超低騒音型 954,000KCal/h	1
CDP-1	R-1系統	冷却水ポンプ	渦巻式 200φ×150φ 5,840ℓ /min	1
CDP-1	R-2系統	冷却水ポンプ	渦巻式 125φ×100φ 3,000ℓ /min	1
CHP-1	R-1系統	冷温水ポンプ	渦巻式 125φ×100φ 3,530ℓ /min	1
CHP-2	R-2系統	冷温水ポンプ	渦巻式 100φ×80φ 1,820ℓ /min	1
EXT-1		膨張水槽	開放型 1,000ℓ	1
AC-1A	1F 1Fホール系統	空調機	水平型 #45 39,300CMH	1
AC-1B	1F 1Fホール系統	空調機	水平型 #45 39,300CMH	1
AC-1C	1F 1Fホール系統	空調機	垂直型 #20 17,000CMH	1
AC-1D	武道場系統	空調機	ターミナル型天井吊型 3,200CMH	1
AC-1E-1・2	2F 2Fホール系統	空調機	コンパクト型 10,300CMH	2
AC-1F	1F 1Fホール系統	空調機	ターミナル型天井吊型 4,800CMH	1
AC-1G	1F 1Fホール系統	空調機	ターミナル型天井吊型 3,600CMH	1
AC-2A	2F 2Fホール系統	空調機	水平型 #32 26,400CMH	1
AC-2B	2F 2Fホール系統	空調機	水平型 #32 26,800CMH	1
AC-2C	2F 2Fホール系統	空調機	垂直型 #30 25,600CMH	1
AC-2D	2F 2Fホール系統	空調機	ターミナル型天井吊型 4,800CMH	1
AC-2E	2F 2Fホール系統	空調機	ターミナル型天井吊型 3,600CMH	1

管理No.	客先呼称	機器名	型式及び仕様	台数
FUC-1	1F 武道場	ファンコイルユニット	天井いんべい型 #400	20
FUC-2	2F 弓道場(射場)	ファンコイルユニット	天井いんべい型 #600	5
FUC-3	2F 弓道場(矢取場)	ファンコイルユニット	床置露出型 #200	5
FUC-4	2F 弓道場(審判)	ファンコイルユニット	床置露出型 #200	2
FUC-5	2F 弓道場(控室・前室)	ファンコイルユニット	天井カセット型 #200	2
PAC-1A		ビーム 10P 室外機	圧縮機 3.75+3.75KW×3φ×200V	1
PAC-1A(R1)	事務室系	天井吊 施外型 室内機	冷却 8,000Kcal/h 加熱 9,000Kcal/h	2
PAC-1A(R2)	館長室系	天井吊 施外型 室内機	冷却 5,000Kcal/h 加熱 5,600Kcal/h	1
PAC-1A(R3)	応接室系	天井吊 施外型 室内機	冷却 5,000Kcal/h 加熱 9,000Kcal/h	1
PAC-1B		ビーム 8HP 室外機	圧縮機 3+3KW×3φ×200V	1
PAC-1B(R1)	医務室	天井吊 施外型 室内機	冷却 5,000Kcal/h 加熱 5,600Kcal/h	1
PAC-1B(R2)	管理人清掃員室	天井吊 施外型 室内機	冷却 6,300Kcal/h 加熱 7,100Kcal/h	1
PAC-1B(R3)	情報ナ	天井吊 施外型 室内機	冷却 5,000Kcal/h 加熱 5,600Kcal/h	1
PAC-1C		ビーム 8HP 室外機	圧縮機 3+3KW×3φ×200V	1
PAC-1C(R1)	控室1	天井吊 施外型 室内機	冷却 3,150Kcal/h 加熱 3,550Kcal/h	1
PAC-1C(R2)	控室2	天井吊 施外型 室内機	冷却 3,150Kcal/h 加熱 3,550Kcal/h	1

管理No.	客先呼称	機器名	型式及び仕様	台数
PAC-1C(R3)	空調室	天井吊 施外型 室内機	冷却 7,100Kcal/h 加熱 8,000Kcal/h	2
PAC-1D		ビーム 10P 室外機	圧縮機 3.75+3.75KW×3φ×200V	1
PAC-1D(R1)	更衣室1(男子)	天井吊 施外型 室内機	冷却 5,000Kcal/h 加熱 5,600Kcal/h	2
PAC-1D(R2)	更衣室2(女子)	天井吊 施外型 室内機	冷却 5,000Kcal/h 加熱 5,600Kcal/h	2
PAC-1D(R3)	更衣室(予備)	天井吊 施外型 室内機	冷却 5,000Kcal/h 加熱 5,600Kcal/h	2
PAC-1E		ビーム 5P 室外機	圧縮機 3.75+3.75KW×3φ×200V	1
PAC-1E(R1)	更衣室2	天井吊 施外型 室内機	冷却 6,300Kcal/h 加熱 7,100Kcal/h	1
PAC-1E(R2)	更衣室3	天井吊 施外型 室内機	冷却 6,300Kcal/h 加熱 7,100Kcal/h	1
PAC-1F	レストラン系統	床置ダ 外接型 40HP	圧縮機(4.7+5.1)×2KW×3φ×200V	1
PAC-1G	事務室(1フロア)	天井吊 施外型 室内機	圧縮機 0.75×1φ×200V	1
PAC-1J	厨房	天井吊 施外型 室内機	圧縮機 2.68KW×3φ×200V	1
PAC-1K		バート型天井吊 施外型	圧縮機 2.68KW×3φ×200V	1
PAC-1K(R1)	器具庫5	バート型いんべいダ 外型	冷却 6,300Kcal/h 加熱 7,100Kcal/h	2
PAC-1L		ビーム 5HP 室外機	圧縮機 3+3KW×3φ×200V	1
PAC-1C(R1)	器具庫6	天井吊 施外型 室内機	冷却 10,000Kcal/h 加熱 11,200Kcal/h	2
PAC-1M	ゴミ置場(厨房)	バート型 壁掛型	圧縮機 1.1KW×3φ×200V	1

管理No.	客先呼称	機器名	型式及び仕様	台数
PAC-1A		ビーム 8HP 室外機	圧縮機 3+3KW×3φ×200V	1
PAC-1A	トレーニング室	天井吊 施外型 室内機	冷却 10,000Kcal/h 加熱 11,200Kcal/h	1
PAC-2B		ビーム 8HP 室外機	圧縮機 3+3KW×3φ×200V	2
PAC-2B	トレーニング室	天井吊 施外型 室内機	冷却 10,000Kcal/h 加熱 1,200Kcal/h	2
PAC-2C		ビーム 10HP 室外機	圧縮機 3.75+3.75KW×3φ×200V	1
PAC-2C	トレーニング室	天井吊 施外型 室内機	冷却 10,000Kcal/h 加熱 11,200Kcal/h	3
PAC-2D		ビーム 10HP 室外機	圧縮機 3.75+3.75KW×3φ×200V	1
PAC-2D(R1)	トレーニング室	天井吊 いんべい型 室内機	冷却 6,300Kcal/h 加熱 7,100Kcal/h	1
PAC-2F		ビーム 8HP 室外機	圧縮機 3+3KW×3φ×200V	1
PAC-2F(R1)	トレーナー室	天井吊 施外型 室内機	冷却 5,000Kcal/h 加熱 5,600Kcal/h	2
PAC-2F(R2)		天井吊 施外型 室内機	冷却 8,000Kcal/h 加熱 9,000Kcal/h	1
PAC-2G		ビーム 8HP 室外機	圧縮機 3+3KW×3φ×200V	1
PAC-2G(R1)	会議室1	天井吊 施外型 室内機	冷却 8,000Kcal/h 加熱 9,000Kcal/h	2
PAC-2G(R2)	前室	天井吊 いんべい型 室内機	冷却 6,300Kcal/h 加熱 7,100Kcal/h	1
PAC-2H		ビーム 8HP 室外機	圧縮機 3+3KW×3φ×200V	1
PAC-2G(R1)	会議室1	天井吊 いんべい型 室内機	冷却 8,000Kcal/h 加熱 9,000Kcal/h	2

管理No.	客先呼称	機器名	型式及び仕様	台数
PAC-2H(R2)	切符売場	天井吊 施外型 室内機	冷却 4,000Kcal/h 加熱 4,500Kcal/h	1
PAC-2I		ビーム 8HP 室外機	圧縮機 4.5KW×3φ×200V	1
PAC-2I	会議室2	天井吊 施外型 室内機	冷却 8,000Kcal/h 加熱 9,000Kcal/h	2
OF-1	機械室系	送排風機	No6 8,700m³/h 天井吊型	1
OF-2	電気室系	送排風機	No6 14,400m³/h 天井吊型	1
OF-3	EX 機械室系	送排風機	No3 2,300m³/h 天井吊型	1
OF-5	厨房系	送排風機	No5 10,150m³/h 天井吊型	1
EF-5	厨房系	送排風機	No3 12,100m³/h 天井吊型	1
EF-8	荷捌倉庫系	送排風機	No4 4,100m³/h 天井吊型	1
WF-10	器具庫4系	送排風機	No5 5,400m³/h 天井吊型	1
DF-1	2Fホール系	送排風機	3,400m³/h 天井吊型	1
HEX-1A	医務室系	全熱交換器	静止型 (加湿器内蔵型) 200m³/h	1
HEX-1B	管理人清掃員室系	全熱交換器	静止型 (加湿器内蔵型) 150m³/h	1
HEX-1C	応接室系	全熱交換器	静止型 (加湿器内蔵型) 100m³/h	1
HEX-1D	館長室系	全熱交換器	静止型 (加湿器内蔵型) 100m³/h	1
HEX-1E	事務室系	全熱交換器	静止型 (加湿器内蔵型) 500m³/h	1

岸和田市総合体育館清掃・体育器具等管理業務委託仕様書

この仕様書は、岸和田市総合体育館清掃・体育器具等管理業務委託契約書に基づいて、その内容を示すものであるが、この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる部分は、契約金額の範囲内で実施するものとする。仕様書の中で委託者を「甲」といい、受託者を「乙」という。

1 委託場所

岸和田市総合体育館及び多目的室、屋外公衆便所

委託期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日

2 清掃管理業務

管理要項

次の作業に区分し別表「清掃作業基準表」の要領に従って実施する。

A 日常清掃

- (1) 低所のほこりの除去（壁、窓台、消火器等、人体に接触し易い箇所は水拭きし乾拭きする。）
- (2) メインアリーナ、サブアリーナのフロアーは1日1回以上の化学モップ清掃、床拭き、モップ拭き及び敷物のホコリ除去
- (3) 共用部分（ホール、廊下、階段等）は週3回以上モップ拭きを行う。共用部分で大理石等石床については、床洗浄機による清掃を行う。
- (4) 各施設、調度及び造作のホコリ払い
- (5) 吸い殻、紙屑及び茶殻の取り集め及び搬出並びに灰皿清掃（タバコの吸い殻は区分し処理する。）
- (6) 便所及び洗面所の清掃とトイレトペーパー、防臭剤、手洗い用水石鹸液等の消耗品の補充及び汚物処理（外公衆トイレ含む）
- (7) 入り口マット及び雨天用マット（1F、2F玄関、ウォータークーラー、エレベーター内等）の敷き込みの清掃
- (8) エレベーター内部とドアの清掃、水拭き仕上げ
- (9) 植樹の種類及び季節に応じた適切な散水
- (10) シミ抜き、ガム除去、焼けコゲ・ホツレ補修
- (11) 公用車置場の清掃
- (12) 扉、階段、手摺等拭き清掃
- (13) 湯沸室の整理及び清掃並びに流し台の清掃
- (14) 衛生陶器（洗面器、便器、掃除流し等）の清掃及び鏡磨き、特に床排水トラップ部分の清掃（封水切れに注意。）
- (15) 扉・窓ガラス清掃

B 定期清掃及び臨時清掃

- (1) 床面の洗浄（使用度に応じて、各アリーナ床面には、ドレッシングオイルを以て仕上げる。その他各種床面に応じたワックスを使用すること。この場合、使用ワックス、オイルについては、事前に甲と十分協議して使用すること。（館が指示する日に実施するものとする。ただし館の使用状況により変更する場合がある。）
- (2) 金属部分の磨き（扉、サッシ、手摺、水栓類並びにエレベーターの押釦及び操作盤プレート等）
- (3) 扉・窓ガラス及びステンドグラス磨き（表、裏とも年2回実施時期については、館が指示する日に実施するものとする。）
- (4) 巾木、造作脚部及び腰壁の汚損部清掃

- (5) 屋外排水溝、会所等の清掃
- (6) カーペットクリーニング
(年1回時期については、館が使用指示する日に実施するものとする。)
- (7) キャットウォークの除塵清拭
- (8) 空調用給排気口の清掃
- (9) ゴキブリ等の生息調査、薬品噴霧、散布、毒餌・トラップ等の配置

C 随時（日常清掃・定期清掃以外で次の箇所について行う。）

- (1) 鳥糞の除去…体育館の鳥糞除去作業を年2回以上、館の指示により行う。
- (2) 壁、大理石…手の届く所は、月3回、高所は年3回馬毛及び鳥毛払いを使用し、汚れに応じ大理石用ワックス、クリーナー等で清拭する。
- (3) 天井照明等…鳥毛払いにて除塵、照明器具等除塵清拭。
- (4) ブラインド…除塵、水拭き仕上げ。
- (5) 会議室1・2及び応接室、医務室、2F事務室（チケット売場）控室1・2、調整室、各準備室については、使用の都度机・床清掃を行うものとする。
- (6) 機械室、電気室、受水層・ポンプ室は館の指示により除塵清拭。

※ イベント、各種大会等の前日と翌日については、公衆トイレ、外溝まわり及び館周辺道路の紙屑、カン等の除去及び清掃後散水する。

D 塵芥搬出作業

- (1) 館内及び外周で発生した一般廃棄物は、可燃ゴミ、不燃ゴミ、及び資源ゴミに区分するとともに、体育館入館者が投棄した廃棄物を毎日館外（ゴミ集積所）に搬出処分すること。
- (2) 再利用できる資源ゴミの内、甲の指定するもの以外は責任をもって搬出すること。

E 上記清掃作業以外の事項であっても、甲が美観又は建物管理上必要と認めた作業で、軽微なものは契約金額の範囲内で実施すること。

F 清掃作業時間

- (1) 日常清掃は午前6時から午前10時（清掃作業員5ポスト）とする。ただし直接使用する部分（メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、弓道場、トレーニングルーム、1F・2Fの玄関ホール、更衣室、トイレ（更衣室内含む）の清掃は原則として午前8時45分までに行う。
- (2) 日常清掃作業を完全遂行するため、現場責任者を1人決め清掃作業の指揮監督及び常時見回り、清潔を保つため終日美化に努めること。
- (3) 現場責任者（清掃作業員兼務）の勤務時間は、開館日の午前9時～午後5時まで常駐とする。（1ポスト）ただし体育館の使用状況により短縮並びに延長することもある。

G 負担区分

下記衛生消耗品は支給品とする。

- ① 手洗い石鹸水
- ② トイレトーパー
- ③ 各種ビニール袋

H 清掃作業上の注意事項

- (1) 清掃作業中は、体育館利用者にケガ等事故のないよう充分配慮すること。
- (2) 電気及び水道は極力節約に努めること。
- (3) 清掃用具、資材等は常に整理整頓し、いつでも必要な物が使えるように管理し、指定された場所以外には置かないこと。また清掃作業に直接使用する機械器具及び材料以外の物品を体育館に搬入してはならない。
- (4) 室内において書類の閲覧、複写等一切の諜報行為をしてはならない。また机の引き出し、書類保管庫を開閉してはならない。

I 一般注意事項

- (1) 作業の実施にあつては、責任者及び係員の名簿を甲に提出し、当該係員を配置すること。
作業実施計画を当初に提出すること。
- (2) 記録及び報告は、甲の承認した清掃業務報告書を清掃作業終了後、毎日、甲に提出しその確認を受け、また作業箇所などは、記録し甲・乙保存すること。
- (3) 定期清掃及び特別に清掃を実施する場合は、事前に甲並びに関係者へ連絡調整を計ること。
- (4) 作業に使用する材料は、すべて品質良好なものとする。
- (5) 作業員は、一定の統一された作業服及び名札を着用し、被服は努めて清潔にすること。また言語、動作に注意し、体育館利用者及び来館者に不快の念を与えないこと。
- (6) 夜間（閉館後）作業がある場合、盗難、火災、その他異常事態が発生若しくは発生を予知したときには、速やかに甲に連絡すること。

J その他

- (1) 業務上必要と認められ、かつ施工できる軽微な補修を行うこと。
- (2) 清掃プログラムの基本フロー（年間・月間）を作成し、提出すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、甲・乙協議して定める。

3 体育器具等管理業務

管理要項

来館者の体育器具等管理業務委託の内容を示すものであり、その要領は次のとおりである。

業務内容

- (1) ア 体育器具の準備・収納の指導及び清掃（荷捌倉庫含む）。
イ 体育館内清掃
ウ 外周の季節に応じた水まき及び清掃
エ 館全体の蛍光灯、電球の取替え
オ 窓等の戸締まり及び開館、閉館時のカギの開け締め、各部屋の照明の消し忘れのチェック
カ イベント開催時の来館者の整理、不法駐車整理
- (2) 館の事務分掌、各場所の位置の精通に務め、館の行事会合等の案内に必要な事項を予め知っておかなければならない。
- (3) 勤務時間は、原則として平日、土曜日 午後5時～午後10時まで、それぞれ1ポスト常駐するものとする。
休憩時間は、館の使用状況、来館者の状況で判断し適宜取るものとする。なお、休館日は、条例によるが通常毎週月曜日とする。
- (4) 老人、子供、その他案内のため誘導を必要とするとき、又は口頭では不十分なときは適宜状況を判断し、措置を講ずること。
- (5) 来館者に不快の念を与えぬよう態度言葉づかいに注意し、年齢・服装・地位等により対応時の態度をかえることはあってはならない。

以上

清掃作業基準表

月	日	日常清掃業務																				定期清掃業務															
		床掃き	床水拭き	床タスクロス拭き	床吸塵	畳清掃	ドアシル吸塵	マット吸塵	ゴミ箱收拾洗浄	汚物入收拾洗浄	茶殻入收拾洗浄	吸殻入收拾洗浄	ペーパー・石鹸水補充	灰皿洗浄	ビニール袋セット	鏡・洗面台清掃	便器洗浄	手洗器洗浄	仕分け整理	幅木清掃	手摺清掃	洗浄機清掃	扉清掃	表示板清掃	ロッカー内外清掃	棚等掃除	カーペット清掃	靴箱清掃	シミ取り	机上清掃	窓・ドア等ガラス清掃	窓枠・窓台清掃	ウックス塗布	カーペットクリーニング	ガラス清掃	空調用給排気口清掃	
10月	1	日1	日1					日1	日1				適																								
	2	日1	日1					日1	日1				適																								
	3	日1																																			
	4	日1	日1					日1	日1				適																								
	5	日1	日1					日1	日1				適																								
	6	日1	日1					日1	日1				適																								
	7	日1	日1					日1	日1				適																								
	8	日1	日1					日1	日1				適																								
	9	日1	日1					日1	日1				適																								
	10	日1	日1					日1	日1				適																								
	11	日1	日1					日1	日1				適																								
	12	日1	日1					日1	日1				適																								
	13	日1	日1					日1	日1				適																								
	14	日1	日1					日1	日1				適																								
	15	日1	日1					日1	日1				適																								
	16	日1	日1					日1	日1				適																								
	17	日1	日1					日1	日1				適																								
	18	日1	日1					日1	日1				適																								
	19	日1	日1					日1	日1				適																								
	20	日1	日1					日1	日1				適																								
21	日1	日1					日1	日1				適																									
22	日1	日1					日1	日1				適																									
23	日1	日1					日1	日1				適																									
24	日1	日1					日1	日1				適																									
25	日1	日1					日1	日1				適																									
26	日1	日1					日1	日1				適																									
27	日1	日1					日1	日1				適																									
28	日1	日1					日1	日1				適																									
29	日1	日1					日1	日1				適																									
30	日1	日1					日1	日1				適																									
31	日1	日1					日1	日1				適																									

★月1 1ヶ月間に1回実施
 ★週1 1週間に1回実施
 ★日1 1日に1回実施

★適 適宜実施
 ★随 使用の都度実施
 ★年2 1年間に2回実施
 ★年1 1年間に1回実施

必要箇所を年2回実施

日 益 清 潔 業 務

清掃作業基準表		日常清掃業務		定期清掃業務		必要箇所年2回	
階段 (1F~2F正面玄関)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
階段 (1F~2Fレストラン側玄関)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
正面アプローチデッキ	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
レストラン側アプローチデッキ	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
バルコニー	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
玄関ホール	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
風除室	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
ロビー	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
ホワイエ	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
廊下 (弓道場)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
廊下 (バルコニー)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
階段 (1F~2Fホール)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
階段 (1F~弓道場)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
非常階段 (荷卸倉庫~バルコニー)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
トイレ (ホワイエ)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
トイレ (バルコニー)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
貸ロッカー置き場	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
メインアリーナ観戦席	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
メインアリーナ移動席	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
ランニングロード	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
弓道場 (着脱所)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
弓道場 (的場)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
弓道場 (矢道)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
弓道場 (矢取道)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
弓道場 (射場)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
弓道場 (前室)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
弓道場 (審判員席)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
弓道場 (控室)	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
弓道場器具庫	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
トレーニングルーム	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
トレーニング室	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
会議室1・2	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
会議室廊下	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
廊下	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
廊下前室	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
廊下トイレ	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
会議室・廊下バルコニー	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
チケット売場	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
給湯室	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1
屋上	週1	週1	週1	週1	週1	週1	週1

体育器具保守点検契約書

との間、甲が管理するバスケットゴール、トランポリン（以下「器具」という。）の保守点検業務（以下「業務」という。）について下記のとおり契約を締結する。

(総 則)

第1条 甲は、器具の安全かつ良好な使用状態、並びに機能保全の目的を持って乙に業務委託し、乙は受託するものとする。

(業務の内容)

第2条 乙は、受託に係る業務を行ったときは、その業務終了後、点検報告書を作成の上、甲に提出するものとする。

(委託料金)

第3条 契約金額 XXXXXXXXXX (内消費税額 XXXXXX を含む)

(支 払 条 件)

第4条 甲は乙に委託料を点検完了後、乙の請求があった日から30日以内に乙の指定する金融期間に振込むものとする。

(業務回数)

第5条 業務の回数は年1回とする。(実施時期 12月)

但 甲より特別な要請を受けたときは、可能な限り、すみやかに業務を行うものとする。

(契約期間)

第6条 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(業務に係る費用の負担)

第7条 業務に係る次の費用は甲の負担とするが、その他の費用については乙の負担とする。また、作業中発生した事故に起因する損害補償費は、すべて乙の負担とする。

- (1) 業務に必要な光熱水費
- (2) 器具の破損、若しくは老朽化により、更新、交換の必要を生じた場合で、甲が認めた費用
- (3) 甲の都合で行う工事、又は模様替えのため器具の移設、あるいは改修に必要な経費

(免責事項)

第8条 乙は下記の事由によって生じた損害に対しては、その責任を負わない

- (1) 内乱、戦争、天災地変等の不可抗力に起因する損害
- (2) 乙及び乙以外の製品で破壊試験を経なければ判明しない材料疲労等に起因する損害
- (3) 乙以外の製品で、点検時、構造的に分解点検不可能な内部構造に起因する損害
- (4) 甲の都合により、甲が独自に行った移設工事又は改修工事に起因する損害
- (5) 故障又はその他の責に記すべからざる事由によって生じた損害

(メンテナンス事項)

第9条 本契約期間中発見された乙製品の磨耗劣化の部品の交換及び修理費は別途見積りとする。

(契約の解除)

第10条 甲は乙が次の各号に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行見込のないとき
- (2) 業務の実施が明らかに不適當であると認められ、甲の指示に乙が従わなかったとき
- (3) 正当な理由にもとづく、乙からの契約解除の申し出があったとき

(秘密を守る義務)

第11条 乙は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に委託し、譲渡し、又は承継させてはならない。但、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(疑義の解決)

第13条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度当事者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を所持する。

平成30年4月1日

甲

乙

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、甲が管理するバスケットゴール等体育器具（以下「器具」という。）の保守点検業務（以下「業務」という。）について下記のとおり契約を締結する。

(總 則)

第1条 甲は、器具の安全かつ良好な使用状態、並びに機能保全の目的を持って乙に業務委託し、乙は受託するものとする。

(業務の内容)

第2条 乙は、受託に係る業務を行ったときは、その業務終了後、点検報告書を作成の上、甲に提出するものとする。

(委託料金)

第3条 契約金額 XXXXXXXXXX (内消費税額 XXXXXXXXXX を含む)

(支 払 条 件)

第4条 甲は乙に委託料を点検完了後、乙の請求があつた日から30日以内に乙の指定する金融期間に振込むものとする。

(業務回数)

第5条 業務の回数は年1回とする。(実施時期 11 月)

但 甲より特別な要請を受けたときは、可能な限り、すみやかに業務を行うものとする。

(契約期間)

第6条 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(業務に係る費用の負担)

第7条 業務に係る次の費用は甲の負担とするが、その他の費用については乙の負担とする。また、作業中発生した事故に起因する損害補償費は、すべて乙の負担とする。

- (1) 業務に必要な光熱水費
(2) 器具の破損、若しくは老朽化により、更新、交換の必要を生じた場合で、甲が認めた費用

(3) 甲の都合で行う工事、又は模様替えのため器具の移設、あるいは改修に必要な経費

(免責事項)

第8条 乙は下記の事由によって生じた損害に対しては、その責任を負わない

- (1) 内乱、戦争、天災地変等の不可抗力に起因する損害
- (2) 乙及び乙以外の製品で破壊試験を経なければ判明しない材料疲労等に起因する損害
- (3) 乙以外の製品で、点検時、構造的に分解点検不可能な内部構造に起因する損害
- (4) 甲の都合により、甲が独自に行った移設工事又は改修工事に起因する損害
- (5) 故障又はその他の責に記すべからざる事由によって生じた損害

(メンテナンス事項)

第9条 本契約期間中発見された乙製品の磨耗劣化の部品の交換及び修理費は別途見積りとする。

(契約の解除)

第10条 甲は乙が次の各号に該当するときは契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行しないとき、又は履行見込のないとき
- (2) 業務の実施が明らかに不相当であると認められ、甲の指示に乙が従わなかったとき
- (3) 正当な理由にもとづく、乙からの契約解除の申し出があったとき

(秘密を守る義務)

第11条 乙は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に委託し、譲渡し、又は承継させてはならない。但、甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(疑義の解決)

第13条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度当事者が協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通を所持する。

平成30年4月1日

甲

乙

岸和田市総合体育館昇降機保守点検業務委託仕様書
(遠隔監視付エレベーター)

エレベーターの正常な運転機能を維持するため、計画的に技術員を派遣すると共に常時遠隔監視を行い、適切な点検とプログラムによる整備を行い、乙が必要と判定した場合は機器を構成する部品の修理又は取替えを行う。

対象エレベーター	品 名 形 式	台 数
	インバーター制御油圧エレベーター (2停止)	1 台

1. 遠隔監視と異常時の通話機能

24時間機器を遠隔監視し、異常や不具合発生時には、出勤、対策を行う。閉じ込めなど異常時には、エレベーターかご内と乙の管制センターとの間で直接通話することが出来る。

2. 検査立会い

建築基準法に基づく定期検査に立ち会う。

3. 故障対策

24時間出勤体制をとり不時の故障に対し対応する。

4. 「作業の対象」

区分	作業の対象（装置名）	ロープ式	ファミリース	油圧式
機 械 室	巻上機（トラクションマシン）	○	○	—
	電動機	○	○	○
	そらせ車	○	○	—
	ブレーキ	○	○	—
	調速機（ガバナマシン）	○	—	—
	制御盤	—	○	○
	油圧パワーユニット	—	—	○
	油圧ポンプ、安全弁、逆止弁、流量制御弁、油タンクなど	—	—	○
かご室	かご操作盤	○	○	○
	外部への連絡装置	○	○	○
	停電灯装置	○	○	○
	かご位置表示装置	○	○	○
	かご内照明装置	○	○	○
乗 場	乗場の表示装置	○	○	○
	乗場の押ボタン装置	○	○	○
	乗場戸のロック装置	○	○	○
かご廻り	戸の開閉装置	○	○	○
	戸の開閉機構	○	○	○
	戸閉め安全装置	○	○	○
	ガイドシュー・ローラー	○	○	○
	非常止め装置	○	○	○
	着床装置	○	○	○
昇 降 路	主ロープ（メインロープ）	○	○	○
	調速機（ガバナマシン）	—	○	○
	調速機用ロープ	○	○	○
	移動ケーブル	○	○	○
	リミットスイッチ	○	○	○
	ガイドレール	○	○	○
	プランジャー・シリンダー	—	—	○
	テンションプーリ	○	○	○
	緩衝器	○	○	○
	コマンデイングロープ（チェーン）	○	—	—

意匠関係の清掃

作業の対象	周 期	
三方枠 操作盤 戸・側板 シル	定期作業	ほうき又はウエス、ハンディモップ等
閉込め安全装置 かご位置表示装置 天井清掃 天井照明カバー ドアカバー ※ビジョンガラス	年1回集中作業	クリーナーやハンディモップ等を使用しての清掃 (ビジョンガラス不付きの場合は除く)

注) いずれの場合も油性インク、ボールペン等による汚れの除去及び傷の補修は除外。

5. 除外事項

次の事項は、本仕様書の修理及び取替え作業には含まない。

- (1) 意匠部品（乗かご、三方枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、その他）塗装、メッキ直し、修理及び部品取替え
- (2) 巻上機、電動機、制御盤等の機器の一式取替え
- (3) 修理又は取替えの装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
- (4) 昇降路周壁及び建屋部分の改修
- (5) 諸法規の改正又は、官公署の命令及び指導により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事
- (6) 不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替え
- (7) 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧

6. その他

(1) 修理又は取替えの条件

諸法規の改訂又は官公署の命令もしくは指導による検査、装置、機器、部品の改造、新型への取替え、新規取り付けは含まない。

(2) 撤去品及び残材の処分

この仕様に基づく作業によって発生する撤去品及び残材は、無償で引取り、乙の負担に於いて処分する。

(3) 作業の時間

故障対策を除き、点検、整備等は当社の就業時間（通常勤務日の時間）内に行う。作業に必要な時間は運転休止する。

(4) 管理責任

エレベーターの占有もしくは管理に基づく責任は甲が負う。

(5) 法律に基づく検査の費用

建築基準法に基づくエレベーター検査の受検費用は、甲が負担する。
労働安全衛生法によるエレベーター検査が必要な場合は受検費用
の他準備並びに立会の費用は甲が負担する。

(6) エレベーター関連設備のメンテナンス

BGM装置、エアーコンディショナー、地震感知器、煙感知器、消火設備、防災センター内設置の監視盤、一斉放送指令機能を有する集合インターホン等のエレベーター関連設備のメンテナンス（点検、整備）は、含まない。



岸和田市総合体育館
機械警備業務委託契約書

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、岸和田市総合体育館機械警備業務の委託について、次のとおり契約する。

（目的）

第1条 甲は、岸和田市総合体育館の機械警備業務を乙に委託する。

（信義決定）

第2条 乙は、前条の業務を遂行するにあたり（一財）岸和田市公園緑化協会事務処理規程第13条を遵守し、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（業務内容）

第3条 前条における、業務実施の要項・区域・時間：内容は別紙仕様書のとおりとする。

（契約期間）

第4条 委託契約の期間は、平成26年5月1日から平成31年3月31日までとする。

（委託料及び支払方法）

第5条 契約金額は、下表のとおりとする。

年 度	委 託 料	左記のうち取引に係る消費税及び地方消費税額（円）
平成26年度（11ヶ月分）		
平成27年度（12ヶ月分）		
平成28年度（12ヶ月分）		
平成29年度（12ヶ月分）		
平成30年度（12ヶ月分）		

2 乙が業務を完遂し、委託料の支払請求書の提出があったとき、甲は日常の業務遂行が適正と認める場合、指定支払日に請求額を支払うものとする。

（経費負担）

第6条 機械警備業務に要する経費は乙の負担とする。ただし、乙が業務遂行に必要な限度において、用水・電力等について、無料供給するほか、乙の器材置場・業務連絡用電話については、便宜をはかるものとする。

（契約解除等）

第7条 契約期間中、甲は、乙が次の事項に該当するときは、本契約を解除することができる。

- （1）契約書及び仕様書に定める義務に違反したとき。
- （2）乙または乙の従業員が、業務遂行上不可能と甲が認めたとき。

2 前各号により甲が本契約を解除したことにより、乙に損害が生じて、乙は異議の申し立てをすることができないものとする。

(再委託契約の禁止)

第8条 乙は、この契約の履行について、業務を第三者に委託し、この契約によって生ずる権利若しくは義務を譲渡又は継承せしめてはならない。

(遵守事項)

第9条 乙及び乙の従業員は、次に定める事項を遵守しなければならない

- (1) 労働基準法、最低賃金法、職業安定法、雇用保険法、健康保険法、労働者災害補償保険法、厚生年金保険法、その他関係法令の措置、並びに責任はすべて乙において行うものとする。
- (2) 雇用者の労働条件の向上には最善の努力をすること。
- (3) 最低賃金法に基づく最低賃金が改正されてもこの契約を変更しない。
- (4) 業務上知り得た甲の秘密を公私に拘らず他に漏らさないこと。
- (5) 喫煙は、所定の場所で行なうこと。
- (6) 電気、ガス、水道等を使用した場合は、その後始末を確実にすること。
- (7) 業務に無関係な館運営上好ましくない行為をしないこと。

(作業員に対する補償)

第10条 乙の作業員が業務を遂行のため事故等により負傷、または疾病にかかり、若しくは死亡することがあっても、甲はこれに対し補償等一切の責任を負わないものとする。

(損害負担)

第11条 乙がこの契約条項に違反し、その他故意又は過失により甲または第三者に対し損害を与えた場合には、乙において賠償の責任を負うものとする。

(業務指示及び異議)

第12条 甲は乙に対して、管理業務について指導することができる。また乙の従業員が業務遂行上、不適当と認められるときは、理由を明示して、他の者と替えることを乙に求めることができる。

(保証人)

第13条 乙は契約上のすべての業務の履行を担保するため、甲の承認を得たものを連帯保証人として立てなければならない。

2. 保証人は前項の規定により、乙と連帯して本契約履行の責任を負うものとする。

(原状回復の義務)

第14条 この契約が満了したとき及び前条により契約を解除したときは、建物内に設置した乙の所有に属する一切の諸設備及び物品を撤去するとともに、原状に復し、これに要する費用を負担しなければならない。

(疑義の決定)

第15条 本契約に定めのない事項、または疑義の生じたときは、必要に応じて甲・乙協議のうえこれを定めるものとする。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書3通を作成し、当事者双方記名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙

保証人

岸和田市総合体育館音響設備保守点検業務委託契約書

（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、音響設備の機能保全のため、次のとおり委託契約を締結する。

- 1 委託業務名 岸和田市総合体育館音響設備保守点検業務
- 2 委託業務場所 岸和田市西之内町 45 番 1 号 岸和田市総合体育館
- 3 委託期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 4 契約金額 （消費税含む）
- 5 契約保証金 免除

（総則）

第 1 条 甲は、岸和田市総合体育館の音響設備の保守を行うための必要な業務を乙に委託し、乙は常に法令等諸規定を遵守し、誠意と責任をもってこの業務にあたるものとする。

（業務内容）

第 2 条 乙は、音響設備の良好な運転状況を保つために、メインアリーナ、サブアリーナ、武道場、会議室、トレーニングルームの音響設備を機能点検及び清掃するものとする。

（保守点検予定月 11 月）

- 2 前号の保守点検以外に修理及び部品の取替を行う場合の費用は、本契約には含まれない。
- 3 不時の故障の際、甲より通知のあった時、乙は直ちに技術員を派遣し修理を行うものとする。定期の点検並びに不時の故障に対する修理は、甲の指定する日時に行うものとする。
- 4 乙は、保守業務の結果を報告書として作成し、甲に提出する。

（指示事項の遵守）

第 3 条 乙は、業務を行うにあたって甲の指示事項を遵守しなければならない。なお、乙の業務処理が不適当であると認めたときは、甲は乙に対して再業務を行わせることができる。

（乙の業務）

第 4 条 乙は、この契約に基づく業務を行うにあたり、業務不始末または業務怠慢による損害を与えたときは、甲の指示に従い乙の責任において解決し、いささかも甲に迷惑を与えないこととする。

（委託料の支払い）

第 5 条 甲は、第 2 条に基づく業務に対し、業務履行後、乙の請求により 30 日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 この契約の履行に際し発生する損害は、乙の負担とする。ただし、天災その他、不可抗力による場合及び甲の責めに帰する理由による場合は、この限りではない。

（契約の解除等）

第 6 条 甲は、次の事項に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することがで

きる。この場合において乙は、解除による損害の賠償を請求することができない。

- （1）乙の責めに帰すべき理由により、乙が業務できる見込みがないとき。
- （2）乙がこの契約を誠実に履行する意志がないと認められるとき。
- （3）乙がこの契約に違反したとき。

（権利業務譲渡の禁止）

第 7 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を譲渡し、若しくは承継させてはならない。

- 2 乙は、業務の処理を行うものとし、他の者にその処理を再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（秘密の保持）

第 8 条 乙は、業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（損害賠償）

第 9 条 乙は、業務の遂行にあたり甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし不可抗力等、乙の責めに帰することのできない特別の事由による場合は、この限りではない。

（協議事項）

第 10 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑惑が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 30 年 4 月 1 日

甲

乙

岸和田市総合体育館自家用電気工作物保安点検業務委託仕様書

- 委託名 岸和田市総合体育館自家用電気工作物保安点検業務
- 委託場所 岸和田市西之内町45番1号
- 対象物 岸和田市総合体育館
- 需要設備の概要

受電設備		予備発電設備	
受電電圧	6.6KV	電圧	0.22KV
受電電力	697KW	出力	160KW
受電設備容量	1,480KVA	定格容量	200KVA

上記の自家用電気工作物について、電気事業法施行規則52条第2項の規定による工事、維持及び、運用に関する保安管理業務に関する委託の内容について規定する。

1. 届出

- ① 現場代理人は電気事業法及び施行令、施行規則に規定する工事、維持及び運用に関する保安管理業務者（不選任の電気主任技術者）として、一般財団法人岸和田市公園緑化協会に代わり経済産業省に届出し、その責務を負う。
- ② 財団法人岸和田市公園緑化協会と協議のうえ、保安規定を作成し届出を行う。
- ③ 工事、改修等により各種届出が必要なときは、その届出を行う。

2. 保安業務

- ① 保安規定に基づき、点検、記録、小修理を行い設備の保全にあたる。
- ② 保安規定ならびに法令に基づく検査受検の際は、保安管理業務者（電気主任技術者）として立会し、その責務を負うこと。
- ③ 年1回精密点検を行うほか、月1回以上保安規定に従い設備の点検を行うこと。
- ④ 当該施設に関連する改修工事が行われる際、委託管理担当者の要請に従い随時立会、助言を行うこと。

3. 安全に対する配慮

- ① 作業を行う際、現場代理人は委託管理担当者を交えて作業従事者と十分に打ち合わせを行い、安全対策を施したうえ、安全に留意して作業を進める。
- ② 現場代理人は作業員及び下請負者に対し、事故を未然に防ぐための安全教育を適宜実施すること。

4. 異常発生時の措置

- ① 自家用電気工作物に事故、その他異常が発生したとき、または発生する恐れがあるときは、その内容を速やかに現場代理人、委託管理担当者は相互に連絡しあう。
- ② この場合、現場代理人は直ちに適切な処置を行い事故の回復に努めるとともに、関係所管庁、電気事業者等に通知連絡し、保安管理者の責務を負うとともに二次災害の防止に努める。

5. 業務の代行

- ① 現場代理人が、病気等のやむおえない事故により、一時的に業務の遂行に支障があるときは、保安管理者としての業務を、契約者の従業員または契約者の所属する電気管理技術者協議会等に一時的に代行させることができる。
- ② ただし代行者は当該設備の管理に要する資格を所持していること。
- ③ 代行させる場合はその旨を書面にて一般財団法人岸和田市公園緑化協会に通知し、その承諾を得ること。
- ④ 代行が長期にわたる場合または、長期になることが予測される場合は、これを認めない。この場合、契約書に基づき契約を解除する。

6. 損害賠償等

- ① 受託者は業務上の過失による事故・損害に対し、一般財団法人岸和田市公園緑化協会に対しその損害を賠償する責務を負い、補填するための保険に加入すること。
- ② 受託者は現場代理人及び従業員、下請負人等に対し、十分な災害補償を行う義務を有し、保険に加入し、事故に備えること。

照明制御システム保守点検仕様書

機種: Freefit light (液晶付・512回路・ANN160窓・停電補償有)

機器名称		数量	点検内容	備考
センター装置	コントローラ	1台	コネクタ部の接続状態確認	
			端子部増し締め	
			外観破損状況確認	
			基板間清掃	
			電圧確認	
			測定箇所	
			入力電圧 AC100V	
			DC5V	
			DC24V	
			伝送電圧 AC24V	
			メモリーバックアップ電池 DC3V	
			停電補償電池の接続確認	
			伝送波形測定	
			運用データバックアップ	
センター装置	パネルコンピュータ	1台	コネクタ部の接続状態確認	
			外観破損状況確認	
			LCDの表示品質・表示位置	
			バックライトの点灯状態確認	
			タッチパネルの動作確認	
			スピーカーユニットの警報音確認	
			現在時刻調整	
			ユニット清掃	
センター装置	アナンシェーター ユニット (160窓)	1台	コネクタ部の接続状態確認	
			外観破損状況確認	
			表示部タッチ動作確認	
			ユニット清掃	
			電圧確認	
			測定箇所	
			入力電圧 DC5V	
HUB		1台	筐体の清掃	
			コネクタ部の接続状態確認	
			LED点灯状態確認	

吊物装置保守点検仕様書

1. 件 名 吊物装置保守点検業務

2. 所 在 場 所 岸和田市西之内町 45 番 1 号 【岸和田市総合体育館】

3. 対象となる装置

①美 術 バ ト ン	6 台
②シーリングライト	4 台
③照 明 ト ラ ス	1 台
④防 球 ネ ッ ト	2 台 (6)
⑤制 御 盤	1 面
⑥操 作 盤	1 面

4. 年間保守点検回数 2 回

岸和田市総合体育館観葉植物設置委託契約書

岸和田市総合体育館トレーニングルームに植木鉢を設置するについて
[redacted] (以下「甲」という。) と [redacted] (以下「乙」という。) との間につきの条項により契約を締結する。

第1条 乙は、岸和田市総合体育館トレーニングルームに植木鉢を設置し、管理を行う。

第2条 乙は、岸和田市総合体育館トレーニングルームに大鉢7鉢を設置すること。ただし、甲は乙の設置する植木鉢の大小は、植木の種類によって若干の変動を認める。

第3条 この契約期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとし、契約金額は、月額 [redacted] (消費税を含む) とする。

第4条 乙は甲の指定する方法により年間2回(10月・3月)請求するものとし、甲は乙から委託料の請求があったときは、請求書を受領した日から30日以内に乙に支払うものとする。

第5条 乙は月1回以上植木鉢の交換を行い、交換時は鉢数及び植木の種類を甲の職員に連絡すること。

第6条 乙は植木の種類を観葉植物主体とし、設置期間中に病虫害によって、枯死または緑化がなくなった場合は、その残存設置期間があっても取替えるものとする。

第7条 植木の緑化を維持するために必要な管理は乙において行い、鉢並びに植木の破損・枯死したときも、甲はその損害を賠償しない。

第8条 植木鉢の設置及び取替えに際し、乙または乙の使用者が甲または第三者に損害を与えた場合、その損害賠償の責を乙が負うものとする。

第9条 乙は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。もしこれを正当な理由なく履行しないときは、甲は何ら催告なしに本契約の全部または一部を解除することができる。この場合、乙に損害が生じても甲は一切の責を負わない。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲・乙が記名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

平成30年 4 月 1 日

甲

乙

岸和田市総合体育館消防設備点検業務仕様書 (案)

1. 業 務 名 岸和田市総合体育館消防設備点検業務
2. 場 所 岸和田市西之内町 45 番 1 号
岸和田市総合体育館
3. 目 的 本業務は、消防法第17条の3の3による同施行規則
第31条の4及び6の点検を行い、当館の防火管理者
の行う点検業務の補佐を行うことを目的とする。
4. 契約期間 平成29年4月1日 ～ 平成31年3月31日
5. 消防設備 詳細は別紙のとおり
6. 業務内容 総 合 点 検 年1回(9月に実施)
外観機能点検 年1回(3月実施)

岸和田市総合体育館消防用設備一覧

1. 防災盤

① 自火報受信機	GP型1級	70回線
② 連動操作盤		10 //
③ ガス漏れ受信機(個別伝送方式)		10 //
④ 警報表示	屋外消火栓ポンプ運転故障	2 //
	屋外消火栓呼水槽減水	1 //
	スプリンクラーポンプ運転故障	2 //
	スプリンクラー呼水槽減水	1 //
	消火水槽減水	2 //
	補給水槽減水	1 //
	スプリンクラーアラーム弁	4 //
	ダクト消火	1 //
	予備	8 //

2. 電鈴

39 個

3. 表示灯

38 //

4. 発信機

P型1級 屋内型

29 //

屋外型

2 //

5. 屋外消火栓起動押し釦

6 //

6. 感知器

① 定温式スポット型1種(防水、70℃)	7 //
② 差動式スポット型2種	16 //
③ 光電式スポット型1種(非蓄)	102 //
④ 光電式スポット型2種(非蓄)	219 //

7. 誘導灯

① 避難口誘導灯	小型 露出	1 //
	中型 埋込	6 //
	露出	39 //
	客席	128 //
	誘導音装置付	16 //
② 通路誘導灯	中型	43 //
	吊下	7 //
	階段	17 //

8. 消火ポンプユニット

2 台

① 屋外消火栓	100φ×800 ¹ /min×54m×15kw
② スプリンクラー	100φ×900 ¹ /min×64m×18.5kw

9. 消火水槽

有効 60m³ 1 基

10. 消防用水

有効 40m³ 1 基

11. スプリンクラーポンプ制御盤

1 台

① 始動用スイッチ	1 個
② 始動用圧力タンク	1 台
③ ポンプ及び電動機	1 組

④ 呼水装置	1 台
⑤ 圧力検知装置	4 台
⑥ 自動警報弁	4 台
⑦ スプリンクラーヘッド	1180 個
⑧ スプリンクラー放水試験	1 式
12. 補助散水栓	32 個
13. 屋外消火栓	6 基
① 屋外消火栓制御盤	1 台
② 始動用スイッチ	6 個
③ ポンプ及び電動機	1 組
④ 放水試験	1 式
14. 採水口 消防隊用	1 個
15. 双口送水口	1 基
16. 消火器（補助散水栓設置組み込み分含む）駄ABC10型 放出テスト（1割放出）	60 個
17. 消火用補給水槽	1 基
18. モーターサイレン	13 個
19. 非常放送設備	1 式
① スピーカー	122 台
② アッテネター	15 台
③ 増幅器操作部 360W	1 台
④ 自動火災報知設備連動	1 式
20. 非常照明設備	
① 非常灯	294 灯
21. 排煙制御設備	
① 煙感知器	7 個
② 防火扉	3 個
③ ダンパー	3 個
④ シャッター	2 個
⑤ 可動タレ壁	3 個
22. ガス警報設備	
① 検知器（一般型）	6 個
② 中継器	2 個
③ ガス漏れ表示等	6 個
23. 自家発電設備 三相200V 200KVA	1 台
24. 蓄電池設備（直流電源装置）	
① 蓄電池：MSE200×54セル	
② 整流器：BROS 10030 TRG	
◎Ⅰ. 上記各設備の配線点検	1 式
◎Ⅱ. 消防法に基づく消防署への報告書作成（各3部）及び提出	1 式
◎Ⅲ. 点検時の小修理（各表示灯等の電球の取替え等）	1 式

※Ⅳ. 法定点検周期

- | | |
|--------------------------|------|
| ① 外観及び機能点検 | 6 ヶ月 |
| 自家発電設備は、作動点検も必要 | |
| 蓄電池設備は、簡易点検・精密点検 | |
| ② 総合点検（外観・機能含む） | 1 年 |
| ③ 防火対象物点検 | 1 年 |
| ④ 点検時期等については、別途定めるものとする。 | |

※Ⅴ. 不時の故障や事故の連絡を受けた時は、速やかに技術員を派遣し、適切な処理を行うこと。

※Ⅵ. 上記消防用設備点検については、消防設備士又は消防設備点検資格者により行うこと。

以 上

印 収 入 印

印 紙

岸和田市総合体育館
自動扉開閉装置保守点検業務委託契約書

（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）との間に、岸和田市総合体育館 自動扉開閉装置の保守点検業務委託に関して下記のとおり契約を締結する。

（対象物件）

第1条 保守点検の対象物件は次のとおりとする。

所在地 岸和田市西之内町45番1号

設置場所 岸和田市総合体育館

対象物件 株式会社ナブコ製DS型自動扉開閉装置一式5台（電気付属部品及びコントロールボックス、スイッチ等を含む）

（契約期間）

第2条 契約期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

（定期保守点検）

第3条 乙は対象物件の故障を未然に防止するため、年2回定期点検を実施するものとする。（9、3月）

（故障修理整備）

第4条 不時の故障に際し甲より連絡のあった場合は、乙は直ちに技術員を派遣し迅速に修理するものとする。なお、部品取替オーバーホール施工の必要のある場合は予め甲にその旨を申し出て施工するものとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は（消費税を含む）とする。

（故障修理整備料金）

第6条 第4条記載の故障修理のため乙の派遣する技術員の交通費日当等は乙において負担し、部品取替オーバーホール施工の実費は別途に甲の負担とする。但し、天災及び不可抗力による事故ならびに甲の取扱上の責に帰する故障を整備点検する場合はその実費を甲に請求するものとする。

（支払条件）

第7条 保守点検完了後、乙の請求があった日から30日以内に乙の指定する金融機関に振込むものとする。

（疑義協議）

第8条 この契約に規定していない事項で約定する必要があるとき、またはこの契約に関し疑義が生じたときは、甲・乙協議のうえ定める。

以上、この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各1通を所持する。

平成30年4月1日

甲

乙

印